

埼玉県権限移譲方針(令和2年3月策定)

“日本一暮らしやすい埼玉県”を実現するため、市町村が地域の実情や意向を反映した幅広い分野で積極的に施策展開が図れるよう、更に権限移譲を進める

1 移譲対象事務

- ・ 令和2年度 移譲対象事務数 164事務

(1)新規事務:2事務

- ・ 農事組合法人に対する指導・監督等
- ・ 受動喫煙防止条例に関する事務

考え方 中小事業者支援及び新たな条例に関する事務を追加

(2)重点移譲対象事務(市町村への働きかけを強化) 17事務

- ・ 浄化槽設置の届出受理等
- ・ アイドリング・ストップの勧告等
- ・ 専用水道の監督等
- ・ 品質表示の適正化に関する事務
- ・ 地域密着型サービス事業等の届出受理等
- ・ 屋外広告物の許可等
- ・ 一般旅券の申請受理・交付等
- ・ NPO法人の設立認証等

など

考え方 多くの市町村で受け入れが進む事務やその事務と一体的に実施することが効果的な事務など

2 権限移譲の進め方

- ・ 各市町村が中期的な受入計画を作成
- ・ 計画には権限受入の考え方、課題、県に求める支援等を記載
- ・ 計画を基に協議を行い、円滑な権限移譲を図る

3 県の支援

- ・ 情報提供 事務マニュアルの提示や研修会の開催
- ・ 人的支援 県職員の派遣や実務研修の受入
- ・ 財政支援 権限移譲特別推進交付金(受入準備経費)
分権推進交付金(事務処理経費)
広域連携によるスマート自治体転換等支援事業

4 実施期間

- 令和2年度～
- ・ 方針の終期は設定しない
- ・ 移譲対象事務は毎年度見直す